

法律相談

弁護士

原田 弘 先生

用方に関する特約

五

質問

私は賃貸マンションを所有していく
のですが、ある借主が
賃貸借契約に「ペットの飼育禁止」が定められていて
るのに、小型犬2匹を飼っています。他の借主にも迷惑がかか
るので、何度も飼育を止めるよう申し入れましたが、聞き入
れてくれません。

この場合、賃貸借契約を解除することができますか。

A
回 答

回答

A 答 本来、人がペットとして犬、猫等の動物を飼育するの自由にできるはずです。しかし、その飼育環境が多数の居住者が集合して生活するマンション等でペットの飼育を自由に出来るとすると、家屋内の畳等が傷つけられたり、ペットの毛が近隣に飛び散り不衛生なことや、飼育に付きものの糞尿の衛生上の問題、鳴声による騒音等で近隣居住者の中に日常生活において種々の不快な念を抱く人がいるのは当たり前の事実です。このような理由から、「ペット飼育禁止」を契約書で定める例が多いのです。こうした制約は、マンション等の集合住宅に住む者にとって最低限必要な制約ということができ、有効な特

約どいうことができます。
ところで、ご質問では、入居者が「ペット飼育禁止」の特約に違反し、何度も飼育を止めるよう申入れても、飼育を止めない場合、賃貸借契約の解除が出来るかと
いうことです。が、原則として契約解除は可能です。判例によりますと、「・賃貸マンションにおいてかかる特約がなされた以上、賃借人はこれを厳守する義務がある。・」として契約解除を認めております。また、別の特約違反の判例では、「賃借人の右特約違反が契約解除理由となるのは、それが賃料債務のような賃借人固有の債務の債務不履行となることによる賃貸借契約の基礎となる賃貸人、賃借人間の信頼関係が破壊されるからであると考えられる。・」としておりま
すので、信頼関係の点も考慮に入れなければならぬでしょ。しかし、信頼関係を考慮しても、借主として厳守する義務がある
ために定められたペット飼育禁止の特約を、その借主は承認して入居していると考えられます。信頼関係は破壊されているものと見て、賃貸借契約を解除する
ことが出来るものと考えます。